

# 浜岡東小学校 いじめ防止基本方針

御前崎市立浜岡東小学校

平成26年3月策定

## はじめに

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

上記の考え方のもと、本校では全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、本「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない環境・雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見や早期解決のために、校内だけでなく地域・家庭、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

## 1 いじめ問題に取り組むための組織

「生徒指導対策委員会」を校内組織に設置する。

本委員会は、いじめ、不登校、その他問題行動のある児童について、現状や指導に関する情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う組織として位置づける。「いじめ問題」については本委員会を「いじめ防止対策委員会」として機能させ、いじめ防止に関する措置を実効的に行う。

いじめ防止対策委員会の構成員は以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー

## 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師は「できた、わかった」と児童が感じられる分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

週1時間の道徳の時間の意義をふまえ、日々の道徳指導の「補充・深化・統合」にふさわしい授業展開を工夫する、特に「生命尊重」の項目については、命の大切さについて実感できる指導を行う。

また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。



- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

全教育活動において「いじめにつながるおそれのある言動」に教師が敏感になり、

その場で指導する。把握した情報や指導経過は、その日のうちに関係職員と共通理解したり保護者への連絡をしたりするなど、早期対応・連携に心がける。こうした構えを継続することで、児童の心にもその意識を育てていく。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が集団の中で関わり合いながら活躍できる学習活動の推進

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・ペア活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を促す係活動や委員会活動の充実



イ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動の実施

人間関係プログラム等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

ウ 安心して自分を表現できる場の設定

毎時間の授業の場を中心に、自分の考えをもち、友達と比べ合い互いのよさがわかり、発表した考えが認められる場を経験させる。

エ 人と関わり合う喜びを味わう体験活動の組織

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの**早期発見・早期解決**に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、年間を通して様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく研修の場を設定する。

イ 気になる児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 日々、児童の欠席状況を分析し、状況に応じて電話連絡、家庭訪問、ケース会議等の手段を有効に組み合わせ、いじめと関係がある欠席状況の実態を把握する。様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 全児童を対象に「学校生活アンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

オ エと同様に年5回の全児童対象の「児童アンケート」により、いじめにつながる問題点の早期発見に努める。

カ 保護者との情報交換（電話連絡、連絡帳への記入等）を密にし、いじめにつながるおそれのあることがらについて早期に把握し、その対応について「報告・連絡・相談」が迅速かつ適切に行われるように努める。

(2) いじめ対策に関わることがらの年間計画 ★調査 ☆設定会議等

4月	5月	6月	7月
☆児童理解の研修 子どもを知る会 ☆生徒指導対策委員会 (今年度の方向性確認) 参観会 PTA 総会	★児童アンケート実施 運動会を生かした人間関係づくり 第1ステージ振り返り	運動会の成果を学級づくりに活用する。 自由参観会	★児童アンケート実施 ★学校生活アンケート実施 ☆生徒指導対策委員会 (アンケート分析と対策) 第2ステージ振り返り 参観会懇談会
8月	9月	10月	11月
☆児童理解の研修 1学期の子どもの実態を振り返り、2学期以降の対策を協議する。	☆夏季休業明けの児童の様子の情報交換	★児童アンケート実施 自由参観会 第3ステージ振り返り	全学年、主要行事への取組過程で充実感を味わわせる。
12月	1月	2月	3月
★児童アンケート実施 ★学校生活アンケート実施 ☆生徒指導対策委員会 (アンケート分析と対策) 第4ステージ振り返り 参観懇談会	成長を自覚する指導(自己有用感高揚) 教育課程編成	★児童アンケート実施 ☆生徒指導対策委員会 (次年度の構想) 教育課程編成 参観懇談会	児童の変容の情報交換。引き継ぎ 教育課程編成 第5ステージ振り返り

(3) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、その行為に至った状況や心理について把握し、適切な指導を行う。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等の様々な相談機関があることを知らせておく。



## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態のケース

- ア いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。  
自殺企図、心身への重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患の発症等
- イ 欠席の原因がいじめと疑われ、相当期間の欠席がある、または一定期間連続して欠席がある。
- ウ 児童、保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった。

### (2) いじめ防止対策委員会ならびに重大事態対策委員会の開催

その場での適切な処置をとり、いじめ防止対策委員会を開催し、校長の指示により「重大事態対策委員会」を召集開催をし、敏速な対応を行う。

重大事態対策委員会の構成員は以下の通りである。

**いじめ対策防止委員会メンバー、PTA正副会長、駐在所長、主任児童委員、関係地区民生児童委員、関係自治会会長**

情報収集等の役割については本委員会で協議・確認し分担する。各分担は可能な限り複数で行うこととし、情報収集のまとめや本委員会外部への情報提供は、校長または教頭とする。



## 5 その他

いじめ防止基本方針は、年度初めに職員会議で内容を周知確認し、保護者に対しても周知を図り、いじめ撲滅に向けて協力依頼をする。

年間計画に沿って、年度中途や年度末の取組反省をもとに、常に見直し・改善を図る。

